Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年7月15日 国 土 交 通 省

全国の旅客船事業者に対する「緊急安全点検」の実施結果について ~旅客船事業の安全の徹底を図りました~

有限会社 知床遊覧船が運航する「KAZUI」の海難事故を踏まえ、<u>全国</u> の旅客船事業者に対する「緊急安全点検」を実施したところ、その結果は下記のとおりです。

全国790の旅客船事業者*に対し、4月25日から5月31日までの間、 海上運送法に定める安全管理規程の遵守状況等に着目した「緊急安全点検」 を実施しました。

この結果、<u>162事業者</u>において<u>不備を確認(添付資料参照)し、直ち</u>に是正を指示しました。

このうち<u>143事業者</u>については、<u>事業者に指導を行った上、是正</u>されたこと<u>を現場で確認したほか、関係書面や状況写真の提出等により是正を</u>確認しております。

<u>残る19事業者</u>については、<u>現在一時的に運航を中止</u>しており、既に是正された事項以外の<u>不備の内容が運航関係の記録に関わるもの</u>であるため、 <u>運航再開時に実際に適正に記録が作成されたことをもって是正を確認</u>いたします。

また、今回の「緊急安全点検」において<u>不備が見つかった事業者</u>については、今後、<u>重点的に監査・確認等</u>を実施し、<u>フォローアップを徹底</u>して参ります。

なお、上記「緊急安全点検」の実施結果については、5月10日より小型旅客船事業者に対して実施した<u>「緊急安全対策(特に運航基準の遵守に着目したもの)」の結果も含んでおります</u>。

- ※ 790事業者のほか、以下の理由で点検・指導を実施していない事業者があります。
 - ①長期休業等の理由で事業再開の目途が立っていない事業者:101事業者
 - ②連絡がつかず営業実態がないと思われる事業者:31事業者 なお、①については事業再開前に点検・指導を行うこととし、②については今後事業許可取消し等の対応を行う予定です。

また、「緊急安全対策」において、小型旅客船事業者の運航する小型旅客船*のうち、携帯電話を船舶安全法に基づく通信設備としている小型旅客船について、航路の一部が携帯電話の通信エリア図でカバーされていない小型旅客船が33隻あったことから、全て、航路全体が通信エリア図でカバーされ常時通信可能となるよう変更しました。

※ 小型旅客船事業者の運航する小型旅客船は計1,425隻。

〈添付資料〉

- 緊急安全点検の実施結果、携帯電話に係る検査の確実な履行
- 〇 緊急安全点検済み事業者名簿

【海事局問い合わせ先】代表:03-5253-8111

1. 安全管理規程·運航基準関係 安全政策課 鹿野、北林(内線 43-551、43-221) 直通:03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

2. 通信関係 検査測度課 小磯、柴田(内線 44-101、44-126)

直通:03-5253-8638 FAX:03-5253-1644